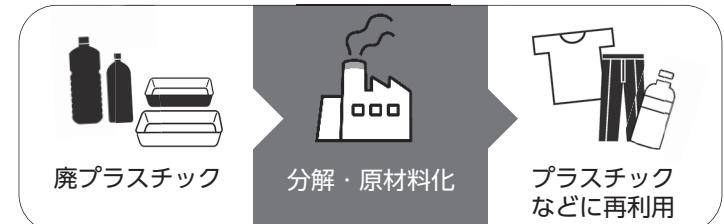




その分別が未来につながる

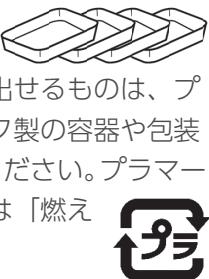
## 資源ごみのリサイクルで 広がる環境への思いやり



日頃、何気なく分別している資源ごみ。きちんと分別された資源ごみは、その一つひとつが新しい製品へと生まれ変わり、私たちの暮らしや環境を支えています。紙類や缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装などを正しく分けて出すことは、限りある資源を大切に使い、町の未来を守ることにつながります。少しの心がけが環境への負担を減らし、リサイクルの輪を広げていきます。今一度、資源ごみの出し方や役割を確認し、みんなで限られた資源を再利用しましょう。

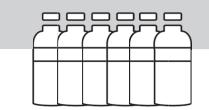
### 資源ごみの種類とリサイクル（ごみの出し方）

◎プラスチック製容器包装  
プラスチック製容器包装専用袋で出せるものは、プラスマークが付いているプラスチック製の容器や包装です。汚れを落としてから出してください。プラスマークがないものや汚れがひどいものは「燃えるごみ」に出してください。



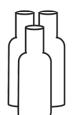
#### ◎ペットボトル

ペットボトルマークが付いているジュース、しょくとうなどの飲食物用のペットボトルです。キャップ、ラベルを取り除き、必ず中身を空にして、水ですすいでから出してください。



#### ◎ビン

無色透明、茶色、青色、緑色などの酒、栄養ドリンク、調味料のビンなど飲食物用のビンです。ビンの蓋をはずし、必ず中を空にして、水ですすいでから出してください。



#### ◎カン

アルミマーク、スチールマークが付いている飲食物の缶です。必ず中を空にして、水ですすいでから出してください。



#### ◎紙類・ダンボール

新聞紙、チラシ、雑誌、本、段ボールです。それぞれの種類ごとに分けて、ビニールひもなどで結び、資源ごみ収集指定ひもを付けてから出してください。



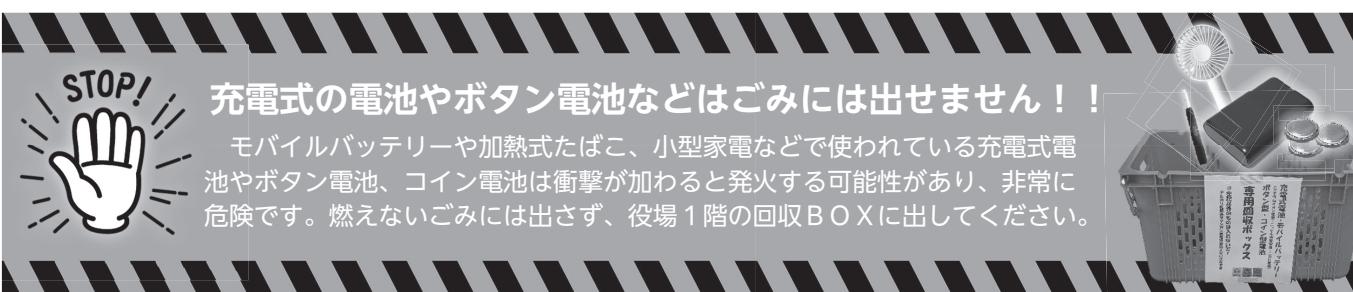
### ペットボトルやプラスチック製容器包装はリサイクルすると何になる？

◎ペットボトル／プラスチック製容器包装  
ペットボトルやプラスチック製容器包装は作業着などの衣料品や洗剤などの容器、新しいペットボトルの他に公園の遊具、ベンチ、自動車部品など幅広くリサイクルされます。



#### ◎ビン／カン

ビンは新しいガラスビンに再生されたり、住宅用断熱材やタイルなどに再利用されます。アルミ缶は再びアルミ缶になるほか、自動車の部品や調理器具などに、スチール缶は鉄の原料となり、鉄筋や家電製品などに再利用されます。



充電式の電池やボタン電池などはごみには出せません！！

モバイルバッテリーや加熱式たばこ、小型家電などで使われている充電式電池やボタン電池、コイン電池は衝撃が加わると発火する可能性があり、非常に危険です。燃えないごみには出さず、役場1階の回収BOXに出してください。

問 役場福祉環境課環境保全係 (☎ 82-1232)

◎貴重な自然と私たちの暮らしを守るため

## 林野火災警報／注意報 運用開始

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災は、4月7日の鎮火宣言までに3,300ha以上の山林などが消失した平成以降最大規模の林野火災となりました。小さな火の不始末が、山や森林、そして私たちの暮らしを脅かす大きな林野火災につながることも

あります。こうした近年発生している大規模林野火災を受け、1月から林野火災の予防を目的とした「林野火災警報・注意報」の運用を開始しました。一人ひとりが火の扱いに気を配ることが、貴重な自然と私たちの暮らしを守る第一歩となります。

### 林野火災警報・注意報とは

林野火災の予防上注意を要する気象状況になったときは「林野火災注意報」が発令されます。山林、原野などにおいての火入れはもちろんのこと、たき火や煙火、喫煙などの田川地区消防組合火災予防条例で定められた「火の使用の制限」に従う努力義務が課せられます。また「林野火災警報」が発令された場合は「火の使用の制限」に従う義務が課せられます。違反した場合は30万円以下の罰金または拘留に処せられますので、火の取り扱いには十分注意ください。

#### 林野火災警報／注意報発令時に制限される火の使用

- △山林、原野などの火入れ
- △煙火（花火）の消費
- △屋外での火遊び、たき火
- △屋外における引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近での喫煙



- △山林、原野などで、火災が発生するおそれがあると認めて田川地区消防組合管理者が指定した区域内での喫煙
- △残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉の始末



警報／注意報名	林野火災警報	林野火災注意報
発令の基準	林野火災注意報発令時に、強風注意報が発令されたとき	次の 1 または 2 に該当したとき 1. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 2. 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表
発令のタイミング	発令の基準を満たし、林野火災の予防上、危険な気象状況になったとき	発令の基準を満たし、林野火災の予防上、注意を要する気象状況になったとき ※当日に基準以上の降水や積雪が見込まれるときを除く。
発令の効果	対象区域で屋外での火の使用などの禁止	対象区域で屋外での火の使用などの禁止（努力義務）
違反時の罰則	30万円以下の罰金または拘留	なし
発令元	田川地区消防本部	田川地区消防本部
周知方法	防災無線、町公式ホームページ	町公式ホームページ

問 役場防災管財課防災安全係 (☎ 82-4002)